

会議を非公開とする場合の内規

1. 非公開の決定に関すること

- (1) 船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づく会議の非公開については、要綱第2条第1項第1号に規定された会議開催前に周知する「会議の開催に係る書面（第1号様式）」の中で記載する必要があるため、予め決定を行う必要がある。この決定については、会議開催前に委員長が行うものとする。
- (2) 委員長は、非公開としたこと及びその理由について会議に報告するものとする。

2. 非公開の理由が消滅したときの情報公開に関すること

非公開とした会議の終了後において、非公開の理由が消滅した場合は、要綱第8条第5項の規定により、遅滞なく会議録を公表するものとする。